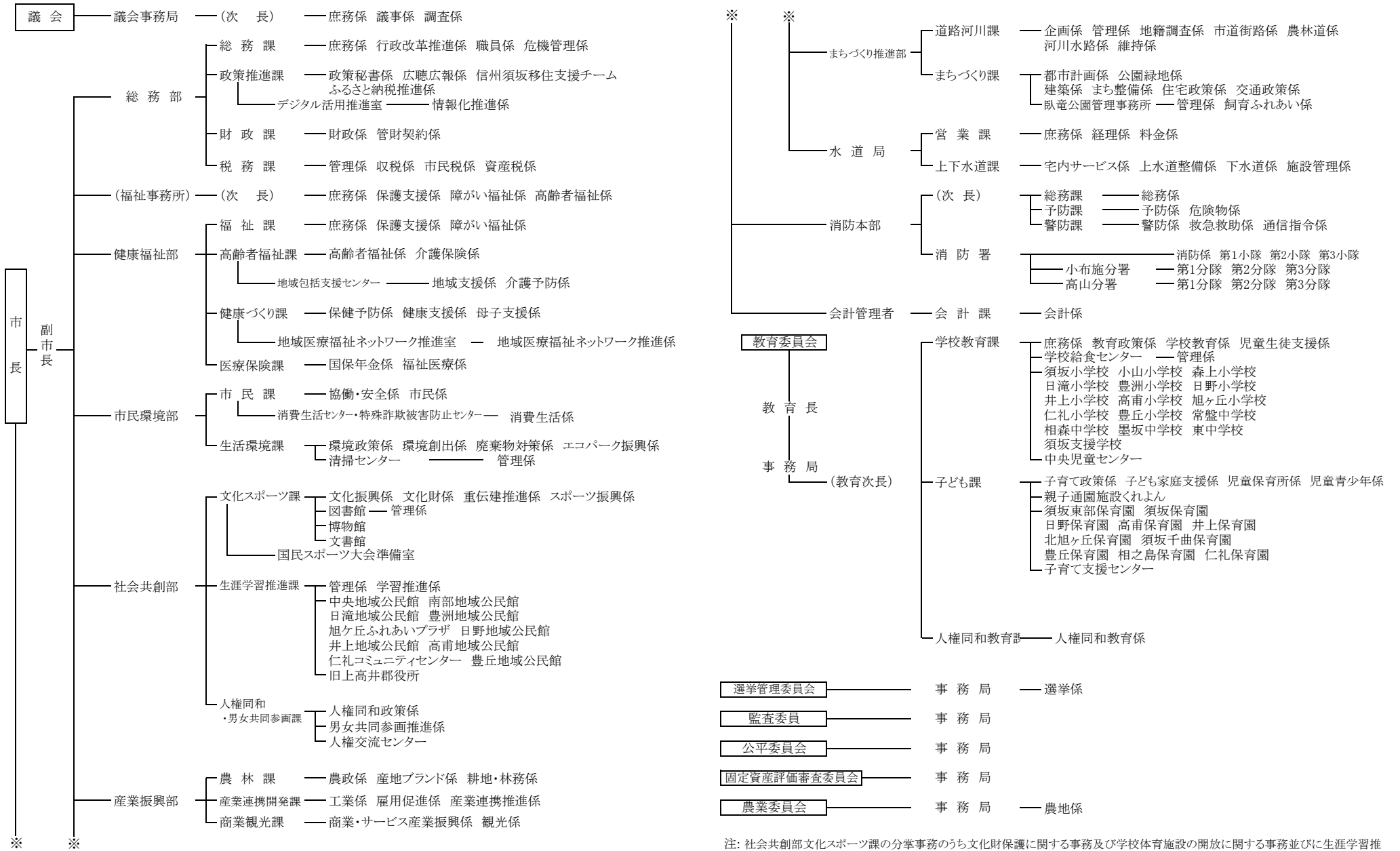


須 坂 市 組 織 ・ 機 構 図 (2024. 4. 1 現在)



注: 社会共創部文化スポーツ課の分掌事務のうち文化財保護に関する事務及び学校体育施設の開放に関する事務並びに生涯学習推進課の分掌事務のうち公民館に関する事務及び社会教育に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務で、地方自治法第180条の7の規定により市長の補助機関の職員がその事務を補助執行するものである。